平成３０年（フ）第７号
群馬県高崎市吉井町池1481番地２
債務者　新井　武幸
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石島　研二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第８号
群馬県高崎市吉井町池1481番地２
債務者　新井　町子
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石島　研二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１３号
埼玉県深谷市上柴町西７丁目15番地20　ファミリーハイム02―101号
債務者　青柳　和久
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新田57番地１
債務者　栗村有希子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙城　晶紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第３８１号
大津市螢谷１番52号　ティファニー石山Ｃ号室
債務者　梶原　直人
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀象二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後０時
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４号
大津市大萱７丁目20番35―506号、従たる住所愛知県岡崎市矢作町池田46―35―304
債務者　加藤　一明
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　理哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
滋賀県湖南市菩提寺東３丁目６番12―205号、前住所滋賀県草津市芦浦町718番地30
債務者　西村　毅
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中　睦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
滋賀県長浜市三ツ矢元町26番７号　ソレアード　102号室
債務者　野坂千恵子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
兵庫県西宮市松下町７番45―106号、前住所大阪市天王寺区上本町６丁目８番21号（オルグ上町603号）
債務者　吉村　知也
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３号
大分県杵築市大字中1516番地１　リバーサイド杵築Ⅰ　505号
債務者　赤尾　享子
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１６５３号
さいたま市西区大字指扇2083番地13
債務者　秋元　清治
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高澤　史生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目16番８号
債務者　西原　由佳
１　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
愛媛県今治市小泉３丁目９番６号　みまつ小泉101、前住所松山市生石町134―４
債務者　日髙　洸平
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
松山地方裁判所今治支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４号
北九州市門司区大久保３丁目５番２―104号
債務者　尾田　冷子
１　決定年月日時　平成30年１月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３２号
北九州市八幡西区則松４丁目16番３号
債務者　工藤　茂男
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０号
大分県佐伯市7541番地２
債務者　千葉　千枝
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成３０年（フ）第１号
大分県佐伯市臼坪21番30号
債務者　新名　祥子
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係